

## 分科会審議品目（添加物関係）

### 1. 添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ 3-メチル-2-ブタノール . . . . . 1
- ・ 5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン . . . . . 29

各剤について、

- ・ 諮問書（厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長へ）
  - ・ 評価書（食品安全委員長から厚生労働大臣へ）
- と2文書がございます。